

議案第 4 2 号

山陽小野田市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日 提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市駐車場条例の一部を改正する条例

山陽小野田市駐車場条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 1 5 9 号）の一部  
を次のように改正する。

第 5 条第 2 項の表中「3, 3 0 0 円」を「3, 5 0 0 円」に、「5, 5 0 0 円」  
を「6, 0 0 0 円」に改める。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（紛失）

第 8 条の 2 利用者は、入場の際交付を受けた駐車券を紛失したときは、料金  
として 3, 0 0 0 円を支払わなければならない。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

名称	普通自動車駐車料金	普通自動車定期駐車 料金
厚狭駅南 口駐車場	2 時間まで 1 0 0 円	1 月 4, 0 0 0 円
	2 時間を超え 4 時間まで 2 0 0 円	
	4 時間を超え 1 2 時間まで 3 0 0 円	
	1 2 時間を超え 1 8 時間まで 4 0 0 円	
	1 8 時間を超え 2 4 時間まで 5 0 0 円	
	2 4 時間を超える場合にあつては、5 0 0 円に 6 時間ごとに 1 0 0 円を加算した額	

ただし、入場から出場までの時間が1時間以内の場合は無料とする。
---------------------------------

#### 備考

(1) 普通自動車とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する普通自動車のうち、長さ5.60メートル以下、幅2.00メートル以下、高さ2.10メートル以下のものをいう。

(2) 24時間を超える場合にあっては、6時間未満の時間は、6時間とみなす。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る料金について適用し、施行日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

3 施行日前から施行日以後にわたり駐車する場合における料金については、施行日の前日午後12時に一度出場し、施行日午前0時に再度入場したものとみなして計算する。

山陽小野田市駐車場条例新旧対照表

改正後	改正前																				
<p>(駐車券等の発行)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 プリペイドカード及び定期駐車券の種類及び発行額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">発行額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プリペイドカード1, 100円相当</td> <td style="text-align: center;">1, 000円</td> </tr> <tr> <td>プリペイドカード3, 500円相当</td> <td style="text-align: center;">3, 000円</td> </tr> <tr> <td>プリペイドカード6, 000円相当</td> <td style="text-align: center;">5, 000円</td> </tr> <tr> <td>定期駐車券</td> <td>1月当り別表に定める普通自動車定期駐車料金の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(紛失)</p> <p>第8条の2 <u>利用者は、入場の際交付を受けた駐車券を紛失したときは、料金として3, 000円を支払わなければならない。</u></p>	種類	発行額	プリペイドカード1, 100円相当	1, 000円	プリペイドカード3, 500円相当	3, 000円	プリペイドカード6, 000円相当	5, 000円	定期駐車券	1月当り別表に定める普通自動車定期駐車料金の額	<p>(駐車券等の発行)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 プリペイドカード及び定期駐車券の種類及び発行額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">発行額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プリペイドカード1, 100円相当</td> <td style="text-align: center;">1, 000円</td> </tr> <tr> <td>プリペイドカード3, 300円相当</td> <td style="text-align: center;">3, 000円</td> </tr> <tr> <td>プリペイドカード5, 500円相当</td> <td style="text-align: center;">5, 000円</td> </tr> <tr> <td>定期駐車券</td> <td>1月当り別表に定める普通自動車定期駐車料金の額</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発行額	プリペイドカード1, 100円相当	1, 000円	プリペイドカード3, 300円相当	3, 000円	プリペイドカード5, 500円相当	5, 000円	定期駐車券	1月当り別表に定める普通自動車定期駐車料金の額
種類	発行額																				
プリペイドカード1, 100円相当	1, 000円																				
プリペイドカード3, 500円相当	3, 000円																				
プリペイドカード6, 000円相当	5, 000円																				
定期駐車券	1月当り別表に定める普通自動車定期駐車料金の額																				
種類	発行額																				
プリペイドカード1, 100円相当	1, 000円																				
プリペイドカード3, 300円相当	3, 000円																				
プリペイドカード5, 500円相当	5, 000円																				
定期駐車券	1月当り別表に定める普通自動車定期駐車料金の額																				

## 別表（第4条関係）

名称	普通自動車駐車料金	普通自動車定期 駐車料金
厚狭	2時間まで 100円	1月 4,000円
駅南	2時間を超え4時間まで	
口駐	200円	
車場	4時間を超え12時間まで	
	300円	
	12時間を超え18時間まで	
	400円	
	18時間を超え24時間まで	
	500円	
	24時間を超える場合にあつては、500円に6時間ごとに100円を加算した額	

## 別表（第4条関係）

名称	普通自動車駐車料金	普通自動車定期 駐車料金
厚狭	1時間まで 100円	1月 8,000円
駅南	1時間を超え2時間まで 200円	
口駐	2時間を超え3時間まで 300円	
車場	3時間を超え4時間まで 400円	
	4時間を超え12時間まで	
	500円	
	12時間を超え13時間まで	
	600円	
	13時間を超え14時間まで	
	700円	
	14時間を超え15時間まで	
	800円	

<p>ただし、入場から出場までの時間が1時間以内の場合は無料とする。</p>		<p>15時間を超え16時間まで 900円</p> <p>16時間を超え24時間まで 1,000円</p> <p>24時間を超える場合にあっては、1,000円に1時間ごとに50円を加算した額</p>	
<p><u>備考</u></p> <p>(1) <u>普通自動車とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する普通自動車のうち、長さ5.60メートル以下、幅2.00メートル以下、高さ2.10メートル以下のものをいう。</u></p> <p>(2) <u>24時間を超える場合にあっては、6時間未満の時間は、6時間とみなす。</u></p>		<p><u>備考</u></p> <p>(1) <u>普通自動車とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する普通自動車のうち、長さ5.60メートル以下、幅2.00メートル以下、高さ2.10メートル以下のものをいう。</u></p> <p>(2) <u>1時間未満の端数は、1時間とみなす。</u></p>	